

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく当院の行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく当院の行動計画について、下記のとおり定める。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
2. 雇用環境の整備に関する事項
  - 1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
    - ・労働者に産前産後休業、及び育児休業、社会保険料免除等の制度について周知を図る
    - ・妊娠中及び産育休中、復帰後の女性職員が相談できる窓口を設置する
    - ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行う
    - ・復帰後の短時間勤務制度等の周知を図る
    - ・セクシャルハラスメント等に関する窓口の設置、産業医との連携
  - 2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
    - ・全職員の時間外労働を月平均20時間未満とする
    - ・時間外労働時間の把握を行う。業務の見直しを図る
    - ・計画年休、リフレッシュ休暇の完全取得を図る
3. 女性の活躍推進に関する取り組み

女性職員が仕事と家庭を両立し継続して活躍できるよう行動計画を策定する

  - ・セクシャルハラスメント等のない職場を目指すため年1回以上の研修を継続する
  - ・女性職員が安心して出産・育児・復帰ができ、長期就業ができる環境を整備する
  - ・男性職員が積極的に育児休業を取得できるよう制度の周知を図り、間接的に女性の活躍を支援する

令和7年3月23日 作成

医療法人社団ひかり会